

令和4年第2回

久留米広域市町村圏事務組合議会定例会会議録

令和4年8月22日

令和4年第2回久留米広域市町村圏事務組合議会定例会会議録

1 招集年月日 令和4年8月22日（月）

2 招集場所 ホテルニュープラザ久留米
(久留米市六ツ門町16-1)

3 出席議員 (16名)

1番	石井	俊一	君
2番	中村	博俊	君
3番	石井	秀夫	君
4番	田中	功一	君
6番	大熊	博文	君
7番	佐藤	晶二	君
8番	平木	一朗	君
9番	箆島	かおる	君
10番	井上	勝彦	君
11番	新原	善信	君
13番	江藤	芳光	君
14番	組坂	公明	君
15番	安丸	眞一郎	君
16番	高橋	直也	君
17番	中島	和正	君
18番	小島	裕司	君

4 欠席議員 (2名)

5番	田中	良介	君
12番	田中	雅光	君

5 地方自治法第121条に基づく出席者

【執行部】

組合長	原口	新五	君
副組合長	倉重	良一	君
副組合長	加地	良光	君
副組合長	高木	典雄	君
副組合長	中山	哲志	君
副組合長	境	公雄	君
代表監査委員	権藤	満	君
会計管理者	大久保	隆	君

【事務局】

事務局理事	衛本みどり	君
事務局長(兼)事務局次長	久次美和子	君
総務主査	池田 大知	君

【消防本部】

消防長	秋吉 弘章	君
消防次長	服部 辰典	君
久留米消防署長	上野 護	君
三井消防署長	轟 仁	君
浮羽消防署長	安元 正勝	君
三瀨消防署長	加藤 秀紀	君
大川消防署長	津村 道彦	君
総務担当次長(兼)総務課長	土居 豊彦	君
人事研修課長	長谷 義	君
予防課長	橋本 秀一	君
救急防災課長	仲 賢一郎	君
救急防災課救急主幹	村田 康裕	君
情報指令課長	上野 卓慈	君

6 議事日程

- 日程第1 議席の指定
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 副議長の選挙
- 日程第4 認定第1号 令和3年度久留米広域市町村圏事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 認定第2号 令和3年度久留米広域市町村圏事務組合小児救急医療支援事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 認定第3号 令和3年度久留米広域市町村圏事務組合広域消防特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 第4号議案 久留米広域市町村圏事務組合職員給与条例の一部を改正する条例制定の専決処分について
- 日程第8 第5号議案 久留米広域市町村圏事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の専決処分につ

いて

- 日程第 9 第 6 号議案 令和 4 年度久留米広域市町村圏事務組合広域消防特別会計補正予算（第 1 号）の専決処分について
- 日程第 10 第 7 号議案 令和 4 年度久留米広域市町村圏事務組合広域消防特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 11 第 8 号議案 財産（2.5m 屈折はしご付消防自動車）の取得について
- 日程第 12 第 9 号議案 財産（小型水槽付消防ポンプ自動車）の取得について
- 日程第 13 第 10 号議案 財産（多機能型ホース延長車）の取得について
- 日程第 14 第 11 号議案 財産（高規格救急自動車）の取得について
- 日程第 15 第 12 号議案 久留米広域市町村圏事務組合監査委員の選任について
- 日程第 16 会議録署名議員の指名

＝午後２時３０分開会＝

◎ 開 会

○議長（石井俊一君）みなさん、こんにちは、只今から、令和４年第２回久留米広域市町村圏事務組合議会定例会を開会いたします。

◎ 日程第１ 議席の指定

○議長（石井俊一君）これより本日の会議を開きます。

それでは、日程第１、「議席の指定」を行います。

本年４月に、小郡市及びうきは市の議会議員選挙が実施されたことに伴い、組合議会議員の改選が行われております。

よって、会議規則第３条第１項の規定により、この度当選されました議員の議席を指定いたします。

井上 勝彦 議員は、１０番に、

新原 善信 議員は、１１番に、

田中 雅光 議員は、１２番に、

江藤 芳光 議員は、１３番に、

組坂 公明 議員は、１４番に、

以上のとおり指定いたします。

◎ 日程第２ 会期の決定

○議長（石井俊一君）次に、日程第２、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日１日間としたいと思います。

これにご異議はありませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日１日間と決定いたしました。

◎ 日程第３ 副議長の選挙

○議長（石井俊一君）次に、日程第３、「副議長の選挙」を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第１１８条第２項の規定により、指名推選で行いたいと思います。

これにご異議はありませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思いま

す。

これにご異議はありませんか。

(『なし』と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、13番、江藤芳光議員を副議長に指名いたします。

お諮りいたします。

只今、指名いたしました江藤芳光議員を、副議長の当選人と定めることにご異議はありませんか。

(『なし』と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、江藤芳光議員が副議長に当選されました。

只今、当選されました江藤芳光議員が議長におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知をいたします。

江藤芳光議員に、演壇より副議長就任のご挨拶をお願いいたします。

○副議長（江藤芳光君）

それでは、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。只今、副議長に選出をいただきました、うきは市議会議長の江藤でございます。

この会は4年ぶりに参加させていただきます。

皆さま方に、心より、御礼を申し上げます。

今後とも、久留米広域市町村圏事務組合議会の円滑な運営のため、また、この広域圏発展のため、議長を補佐しながら、微力ではありますが、一層の努力をしてまいり所存でございますので、皆様方のご支援、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます、簡単ではございますが、私の就任のご挨拶とさせていただきます。

今後ともよろしくをお願いいたします。

○議長（石井俊一君）就任のご挨拶は終わりました。

◎ 日程第4 認定第1号

◎ 日程第5 認定第2号

◎ 日程第6 認定第3号

○議長（石井俊一君）それでは、日程第4、認定第1号「令和3年度久留米広域市町村圏事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について」から、日程第6、認定第3号「令和3年度久留米広域市町村圏事務組合広域消防特別会計歳入歳出決算の認定について」までの3件は、いずれも決算案件であり、関連がありますので、一括して議題といたします。

組合長に提案理由の説明を求めます。

原口組合長。

○組合長（原口新五君）皆さんこんにちは。

本日、ここに令和4年第2回組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、大変お忙しい中にご出席を賜りまして、心よりお礼

を申し上げたいと思います。

また、日頃から当組合の運営にあたりまして、多大なるご支援を賜っておりますことに、この場をお借りしまして御礼を申し上げたいと思います。

さて、本年5月に行われました小郡市議会並びにうきは市議会において当組合議会議員に選出されました議員の皆様におかれましては、本圏域発展のため、ご支援、ご協力を賜りますように、この場をお借りしてお願い申し上げたいと思います。

そして、先ほど副議長に選出されました江藤副議長におかれましては、心より御喜び申し上げますとともに、今後ともよろしくお願い申し上げます。

本日は、事前にお配りしております議案に加えまして、監査委員の選任議案を提出させていただいておりますので、よろしくご審議をいただきたいと思っております。

それでは、認定第1号から認定第3号につきまして、一括してご説明をさせていただきます。

この3件の決算は、いずれも地方自治法第233条各項の決算に関する規定により、会計管理者から決算に係る書類の提出を受け、監査委員の審査に付した決算を、監査委員の意見書及び事業実績報告書を添えて認定を求めます。

まずは、認定第1号令和3年度一般会計についてご説明を申し上げます。

歳入決算額は、2,637万842円でございます。予算現額に対する収入率は、100.3%となっております。

歳出決算額は、2,352万6,144円でございます。予算現額に対する執行率は、89.4%となっております。

歳入決算額から歳出決算額を差し引いた284万4,698円は、翌年度に繰り越しさせていただきます。

次に、認定第2号令和3年度小児救急医療支援事業特別会計についてでございます。

歳入決算額は、3,523万9,835円でございます。予算現額に対する収入率は、100.1%となっております。

歳出決算額は、3,359万7,927円でございます。予算現額に対する執行率は、95.4%となっております。

歳入決算額から歳出決算額を差し引いた実質収支額164万1,908円は、翌年度に繰り越しさせていただきます。

次に、認定第3号令和3年度広域消防特別会計についてであります。

歳入決算額は、52億781万6,771円でございます。予算現額に対する収入率は、104.6%となっております。

歳出決算額は、44億8,178万2,481円でございます。予算現額に対する執行率は、90.1%となっております。

歳入決算額から歳出決算額を差し引いた7億2,603万4,290円を翌年度に繰り越しさせていただきます。

以上で、3件の決算の説明を終わりますが、詳細は、担当に説明をさせていただきたいと思います。

何卒、慎重なるご審議のうえ、満場のご賛同を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（石井俊一君）これより担当者からの説明を求めます。

○事務局長（久次美和子君）議長。

○議長（石井俊一君）久次事務局長。

○事務局長（久次美和子君）事務局の久次でございます。

令和3年度各会計決算について、ご説明いたします。

当組合は、一般会計及び2つの特別会計で運営いたしております。

まず、事務局が所管いたします、一般会計及び小児救急医療支援事業特別会計につきまして、決算附属書類の事項別明細書により、ご説明いたします。

それでは、まず一般会計でございます。決算附属書類の1ページをお願いいたします。

歳入でございますが、1款1項1目1節 経常費負担金 2,160万円は、事務局の経常経費に係る構成市町の負担金でございます。

内訳は、事務費相当額 300万円、構成市町からの事務局派遣職員2名に係る人件費相当額 1,860万円でございます。

3款1項1目1節 繰越金 477万449円は、前年度からの繰越額 276万5,421円及び令和2年度末で廃止しましたふるさと振興事業特別会計決算剰余金 200万5,028円の合計でございます。

2ページをお願いいたします。

4款 諸収入は、2項1目1節 雑入 393円を収入しており、歳入総額は 2,637万842円でございます。

3ページをお願いいたします。

歳出ですが、1款 議会費 182万6,027円は、組合議会の運営に係る経費で、組合議会議員18名分の議員報酬及び組合議会の会場使用料でございます。

2款 総務費は、事務局運営に係る経常経費で、1項1目2節 給料 73万1,999円は、正副組合長6名分の給料でございます。

7節 報償費 16万1,038円は、訴訟委任契約に伴う弁護士への謝金でございます。

10節 需用費 37万7,287円は、事務用品等の消耗品費、議案書等の印刷製本費が主なものでございます。

11節 役務費 17万4,896円は、電話料金及び切手代の通信運搬費でございます。

4ページをお願いいたします。

12節 委託料 36万800円は、ホームページの改修及び保守管理に係る業務委託料でございます。

13節 使用料及び賃借料 44万9,120円は、事務局公用車の年間リース料が主なものでございます。

18節 負担金・補助及び交付金 1,927万372円は、事務局職員派遣元の久留米市に対する人件費負担金でございます。

2項 文書広報費 4万4,000円は、附属機関であります情報公開・個人情報保護審議会に係る経費で、審議会委員8名分の委員報酬でございます。

4項 監査委員費 13万円は、監査委員2名分の委員報酬でございます。

5ページをお願いいたします。

以上、歳出総額は、2,352万6,144円でございます。

次に、小児救急医療支援事業特別会計でございます。

9ページをお願いいたします。

歳入ですが、1款1項1目1節 保健衛生費負担金 2,720万5,000円の内訳は、構成市町負担金が2,212万1,000円、近隣市町協力金が鳥栖市、基山町、上峰町、みやき町、吉野ヶ里町及び柳川市からの508万4,000円でございます。

2款1項1目1節 保健衛生費補助金 640万2,000円は、福岡県からの救急医療施設運営費等補助金でございます。

3款1項1目1節 繰越金 163万2,835円は、前年度からの繰越額でございます。

10ページをお願いいたします。

以上、歳入総額は、3,523万9,835円でございます。

11ページをお願いいたします。

歳出ですが、1款 小児救急運営費は、小児救急医療支援事業を運営するための経費でございます。1項1目1節 報酬 8万2,500円は、久留米広域小児救急医療支援事業運営委員会委員8名分の委員報酬でございます。

12節 委託料 17万4,240円は小児救急センターのポスター・チラシ作成業務に係る委託料でございます。

18節 負担金、補助及び交付金 3,333万3,992円は、久留米広域小児救急センター運営及び小児科医研修事業への補助金でございます。

内訳は、小児救急センターに出務する医師の人件費等として久留米医師会に対して2,049万5,000円、看護師及び事務員の人件費等として聖マリア病院に対して1,083万8,992円、小児科医研修事業を実施する久留米大学に対して200万円でございます。

従いまして、歳出合計は、3,359万7,927円でございます。

私からは、以上でございます。

○総務担当次長（土居豊彦君）議長。

○議長（石井俊一君）土居総務担当次長。

○総務担当次長（土居豊彦君）消防本部総務担当次長の土居でございます。

広域消防特別会計について、ご説明させていただきます。

それでは、決算附属書類の15ページをお願いします。

まず、歳入決算です。

1款 分担金及び負担金、1項1目 市町負担金、収入済額43億8,936万

955円は、当消防本部を構成いたします4市2町からの負担金です。

1節 経常費負担金 40億629万9千円は、人件費や物件費など、経常経費に係る負担金でございます。

2節 特別負担金 3億8,306万1,955円は、退職手当分 1億4,836万5,000円、特殊車両整備分 4,565万円、組合償還分 1億8,667万2,775円、地域医療連携事業分 237万4,180円でございます。

2目 事業費負担金 6,553万3,840円は、筑後地域消防指令センターの運営経費として当消防本部以外の6消防本部から収入したものでございます。

2款 使用料及び手数料、1項1目 施設使用料 95万1,376円は、自動販売機、電柱等の設置に係る行政財産使用料でございます。

2項1目 消防手数料 455万5,750円は、危険物施設の許認可事務手数料が主なものでございます。

16ページをお願いします。

5款 財産収入、1項1目 物品売払収入 693万4,205円は、車両5台の売却収入でございます。

2項1目 利子及び配当金 824円は、財政調整基金利子でございます。

17ページをお願いします。

7款1項1目 繰越金 6億3,947万9,382円は、前年度からの繰越金でございます。

8款 諸収入、1項1目 組合預金利子 2,396円は、利子収入でございます。

2項1目 雑入 3,449万8,043円は、消防救急無線デジタル化整備事業等に係る市町村振興協会からの助成金 2,100万2,981円、福岡県消防学校に派遣している職員1名分の人件費等負担金 900万7,411円、高速自動車国道救急業務支弁金 216万1,860円が主なものでございます。

9款1項1目 消防債 6,650万円は、高規格救急自動車3台購入分の財源としての施設整備事業債 3,530万円、広報車1台の購入及び三井消防署三国出張所非常用発電機改修の財源としての緊急防災・減災事業債 3,120万円でございます。

以上、歳入総額は、52億781万6,771円でございます。

続いて、歳出決算でございます。

18ページをお願いします。

1款1項1目 常備消防費は、消防本部及び消防署所の事務事業に要する経費で、1節 報酬 1,983万1,935円は、会計年度任用職員11名分でございます。

2節 給料から4節 共済費は、消防職員436名の人件費が主なものでございます。

7節 報償費 184万8,100円は、救急症例検討会等に係る講師謝金、少年消防クラブ育成に係る資器材購入費が主なものでございます。

8節 旅費のうち、費用弁償 97万5,815円は、会計年度任用職員の通勤手当、旅費 521万8,030円は、県消防学校への入校旅費が主なものでござ

います。

9節 交際費 10万5,315円は、消防長、消防署長の公務に要する交際費でございます。

19ページをお願いします。

10節 需用費のうち、消耗品費 7,057万7,054円は、消防職員の制服、防火服などの被服及び消防、救急、救助業務に必要な消耗品購入費が主なものでございます。

燃料費 2,068万3,910円は、消防車両の燃料及び庁舎用プロパンガス料金が主なものでございます。

印刷製本費 310万9,686円は、広報紙、久留米広域消防だよりの印刷費及び、予防・救急業務に係る印刷物作成費が主なものでございます。

光熱水費 3,177万825円は、消防本部庁舎、消防署所及び筑後地域消防指令センターの電気・水道・都市ガス料金でございます。

修繕料 2,440万5,372円は、車検及び車両修繕、庁舎設備等に係る修繕料が主なものでございます。

11節 役務費のうち、通信運搬費 3,175万599円は、一般電話回線、専用線及び携帯電話の通話料のほか、筑後地域での通信指令回線費用や119番通報の際、災害発生場所を瞬時に把握するための発信地表示システム使用料が主なものでございます。

手数料 1,319万729円は、救急業務に係る医師の指示手数料、酸素ボンベ等の耐圧検査手数料、資機材の点検手数料が主なものでございます。

保険料 590万1,251円は、自動車保険料及び建物災害共済費が主なものでございます。

12節 委託料 1億6,113万3,128円は、消防指令システム・デジタル無線保守、庁舎清掃、事務用機器等保守、庁舎設備や救急資機材等の点検に係る委託料が主なものでございます。

13節 使用料及び賃借料 1,959万7,668円は、消防署所の下水道使用料及びパソコン等事務用機器借上料が主なものでございます。

15節 原材料費 15万2,010円は、水防訓練等に必要な原材料の購入費でございます。

17節 備品購入費 885万17円は、消防用ホースや潜水資機材、救命ボート等の災害現場活動に要する資機材の購入費が主なものでございます。

18節 負担金・補助及び交付金 2,236万9,812円は、県消防学校への入校負担金、救急救命士3名の養成に係る研修負担金が主なものでございます。

24節 積立金 824円は、財政調整基金利子を積み立てたものでございます。

26節 公課費 262万5,000円は、車両48台分の自動車重量税が主なものでございます。

続きまして、2目 消防施設費は、庁舎設備、車両等の整備に要する経費でございます。

8節 旅費 5万880円は、久留米消防署40mはしご車のオーバーホールに

係る中間検査のための旅費でございます。

10節 需用費 4,629万9,000円は、久留米消防署40mはしご車オーバーホール及び三井消防署三国出張所照明改修に係る修繕料でございます

12節 委託料 49万600円は、三井消防署三国出張所非常用発電機改修工事に係る設計委託料でございます。

14節 工事請負費 2,498万2,100円は、三井消防署三国出張所非常用発電機改修に係る工事請負費でございます。

20ページをお願いいたします。

17節 備品購入費 1億1,872万67円は、高規格救急自動車3台、広報車1台の購入費が主なものでございます。

2款1項1目 公債費元金 3億8,776万5,503円は、平成25年度から令和元年度までに発行した組合債に係る元金償還金でございます。

2目 利子 543万6,629円は、平成25年度から令和2年度までに発行した組合債に係る利子償還金でございます。

以上、歳出総額は、44億8,178万2,481円でございます。

簡単ですが、以上で広域消防特別会計の説明を終わらせていただきます。

○議長（石井俊一君）提案理由の説明は終わりました。

続きまして、監査委員に決算審査の報告を求めます。

権藤監査委員。

○監査委員（権藤満君）監査委員の権藤です。

今、説明がありましたように、当組合の歳入歳出の構造は、事務局経費を賄う一般会計、それから小児救急を行う特別会計、広域消防をやる特別会計の三つです。

決算内容は、それぞれ細かな修正を求めた点がありますが、概ね適正に処理されております。

監査委員意見書は、8ページにまとめを書いています。その中で1点だけ申し上げますと、小児救急で当組合の域外の患者さんが受診し、その当該の自治体から協力金を頂いているのですが、協力金を頂けない自治体がいくつかあります。

これは、応分の負担を求めるのが良いのではないかと思います。

事務局経費を賄う一般会計、これは2千数百万規模、小児救急の方は3千数百万規模です。

それをみなさんに負担していただいているわけです。

域外から患者に来てもらうことに問題はありませんが、当該の市町村には、応分の負担をしていただくようお願いされたらどうでしょうか。

以上、監査委員報告を終わります。

○議長（石井俊一君）監査委員の報告は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(『なし』と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

認定第1号から認定第3号までの3件の決算を、認定することにご異議はありませんか。

(『なし』と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定第3号までの3件は、いずれも認定することに決定いたしました。

◎ 日程第7 第4号議案

○議長(石井俊一君) 次に、日程第7、第4号議案「久留米広域市町村圏事務組合職員給与条例の一部を改正する条例制定の専決処分について」を議題といたします。
組合長に提案理由の説明を求めます。

原口組合長。

○組合長(原口新五君) 第4号議案久留米広域市町村圏事務組合職員給与条例の一部を改正する条例制定の専決処分についての提案理由につきまして、説明申し上げます。

本件は、令和3年の人事院勧告等を踏まえた職員の期末手当の改定を行うに当たり、緊急を要したため、専決処分をいたしておりますが、ここにご報告申し上げます、承認を求めます。

以上をもちまして、簡単ではございますが、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長(石井俊一君) 提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(『なし』と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(『なし』と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

第4号議案を、承認することにご異議はありませんか。

(『なし』と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、第4号議案は、承認されました。

◎ 日程第8 第5号議案

○議長（石井俊一君）次に、日程第8、第5号議案「久留米広域市町村圏事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の専決処分について」を議題といたします。

組合長に提案理由の説明を求めます。

原口組合長。

○組合長（原口新五君）第5号議案久留米広域市町村圏事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の専決処分についての提案理由を申し上げたいと思います。

本件は、非常勤職員の育児休業等の取得要件を緩和するとともに、育児休業を取得しやすいように勤務環境の整備等に係る規定を定めるに当たり、緊急を要したため、専決処分をいたしましたので、ここにご報告申し上げ、承認を求めらるるものでございます。

以上をもちまして、簡単ではございますが、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長（石井俊一君）提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（石井秀夫議員が手を挙げる）

○3番（石井秀夫君）はい。

○議長（石井俊一君）3番、石井秀夫議員。

○3番（石井秀夫君）3番、久留米市議会の石井秀夫です。

お尋ねいたします。

今、専決処分ということで育児休業の取得について説明をいただきました。

私は、地方公務員の男性の育児休業取得率についてでありますけれど、我が国の第4次男女共同参画基本計画の中におきましても、成果目標と掲げられました令和2年度での13%に対しまして、全体といたしましては8%に留まった数字を伺っております。

地方公務員における、ダイバーシティ働き方改革推進の観点におきましても、男性の職員が育児のために一定期間の休業を取得することは、本人にとりまして、子育てに能動的に関わる契機として大変重要であり、久留米広域消防本部にとりましても、多様な人材を生かすマネジメント力の向上や子育てに理解のある職場風土の形成などの観点から重要と考えます。

そこでお尋ねいたしますが、政府は2025年までに男性職員の育児休暇取得率を30%にする目標を掲げております。

民間はもとより、各地方公共団体でもその取り組みが進められておりますけれども、久留米広域消防本部の男性職員の休業取得の実績、そしてその取り組み状況についてお答えをいただきます。

○人事研修課長（長谷義君）議長。

○議長（石井俊一君）長谷人事研修課長。

○人事研修課長（長谷義君）人事研修課長の長谷と申します。どうぞよろしくお願

いたします。

只今の石井秀夫議員の質問にお答えいたします。

男性職員の育児休業についてでございますが、昨年度、1月未満の短期間ではありますが、1名の職員が取得いたしました。昨年度、子が生まれました職員は全体で31名おりましたので、取得率としましては、3.2%にとどまっております。

次に、男性職員の育児休業の取得に向けた取り組みについてですが、次世代育成支援対策推進法に基づきまして、当消防本部で策定しております特定事業主行動計画の中で、妻の出産休暇、育児参加休暇を取得した男性職員の割合を100%、育児休業を希望し、取得した職員の割合を100%という目標を掲げまして、職場全体で、意識的に取り組む環境の醸成に努めているところでございます。

この目標達成に向けた具体的な取り組みといたしましては、新規採用職員へ研修の際に、消防本部の取り組みや休暇制度の紹介を行い、男性職員も育児休業を取得できることを説明するとともに、毎月19日を育児の日と定め、メールにて全職員に、子育て支援に関する社会の取り組みの様子や各種制度の紹介を行い、男性職員の育児休業の取得に関する理解の促進を図っております。

また、職員が子の出生について届け出に来庁した際には、担当課職員が育児の状況や休暇の取得予定について確認し、必要に応じてアドバイスを行っており、育児休業を取得した職員が職場復帰する際には面談を行い、職員の意向を考慮した人員配置等を実施し、復帰しやすい環境の提供に努めております。

これらの取り組みの結果、昨年度、初めて男性職員が育児休業を取得いたしておりますが、全体の育児休業取得率は低いままの状況となっております。

以上で、石井秀夫議員の質問に対する答弁を終わります。

○3番（石井秀夫君）はい。

○議長（石井俊一君）3番、石井秀夫議員。

○3番（石井秀夫君）今、お答えをいただきましたが、一人の職員が育児休業の取得をされたと答弁されましたが、事前にその中身をお伺いしましたが、たった2日間だそうです。

これが、育児休業と言えるのでしょうか。

私は当てはまらないような気がしています。

やはり能動的にという話で育児に関わっていただく、その中で新しい家族ができたわけですから、しっかりとその子育てに家族の皆さんと関わっていただくことは、男性職員にとっても非常に大切な時間になると考えています。

久留米市におきましては、次世代育成支援対策推進法に基づきまして、このコロナ下の令和2年度と令和3年度にありましても、取得可能者の約40%の職員が、育児休業の取得をいたしております。

この久留米広域消防本部といたしましても、男性職員の育児休業取得について、その環境作りに取り組んでいるとお答えをいただきましたが、男性職員の育児休業に成果が出ていないと考えます。

今後、優秀な職員を獲得していく、そのためにも働き方改革の下で、更に改善

を進めていくべきだと考えます。

男性職員の育児休業が進まない原因、育児休業取得をさらに促進させるための踏み込んだ取り組みが必要であります。

そして職場の環境づくり、これについても、今一度、考え方をお答えいただきたい。

○人事研修課長（長谷義君）議長。

○議長（石井俊一君）長谷人事研修課長。

○人事研修課長（長谷義君）石井秀夫議員の2回目の質問にお答えします。

男性職員の育児休業の取得が進まない原因としましては、男性職員がそもそも育児休業の取得を希望しない傾向にあります。

この背景としましては、休暇を取得することにより、他の職員に影響を与えてしまうこと等が原因であると考えております。

消防署の勤務の特性上、毎日一定数以上の勤務人員を確保する必要がございます。

現在、消防署では、職員が週休や年休、特別有給休暇等の休暇の取得や学校入校、研修等に必要な人員を配置し、交代で週休等を取得しております。

このため、長期間の入校や病気休暇が発生した場合には、同じ所属の職員の休暇等の取得に制限をかける必要がございます。

一般行政職であれば、代替要員として非常勤職員の活用もございますが、災害対応を主たる業務とする消防職の特性上、非常勤職員での代替は行っておりません。

このようなことから、男性職員が育児休業の取得を希望しにくい状況となっております。

育児休業の取得を促進させるための取り組みとしましては、今回の法改正により男性職員がより一層育児休業を取得しやすくするための内容が盛り込まれております。

これらの制度の周知に加えまして、育児休業の取得については、男女を問わず当然の権利であることを積極的に周知していきたいと考えております。

これまでは長期の休暇等が発生した場合、同じ所属の職員のみには休暇等の取得制限がかかっていましたが、今後は子の出生の情報を担当課と所属が連携をいたしまして早い段階で把握することで事前の準備を行いまして消防本部全体で休暇取得をサポートできるよう、消防署間の応援体制、再任用職員の活用や人事異動についても検討を進めまして、男性職員が育児休業の取得を希望しやすい環境の整備に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上で、石井秀夫議員の質問に対する答弁を終わります。

○3番（石井秀夫君）はい。

○議長（石井俊一君）3番、石井秀夫議員。

○3番（石井秀夫君）ありがとうございました。

大変、大切な取り組みであると考えておりますので、是非、この推進に向けて皆さん方もしっかりと知恵を出し合い、取り組みを推進していただきたいと考えて

おります。

当番もありますので、難しい点もいくつもあるのだらうと考えますが、コロナもいつ終わるかわかりませんから、この休業取得の取り組みについては更なる推進、取り組みをよろしく申し上げて私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（石井俊一君）ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

第5号議案を、承認することにご異議はありませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、第5号議案は、承認されました。

◎ 日程第9 第6号議案

○議長（石井俊一君）次に、日程第9、第6号議案「令和4年度久留米広域市町村圏事務組合広域消防特別会計補正予算（第1号）の専決処分について」を議題といたします。

組合長に提案理由の説明を求めます。

原口組合長。

○組合長（原口新五君）第6号議案、令和4年度久留米広域市町村圏事務組合広域消防特別会計補正予算（第1号）の専決処分についての提案理由につきまして、ご説明いたします。

本件は、当初予算に計上している「消防車両整備事業」の一部が、全国的な半導体不足などの不測の事態により、本年度中に完了しない見込みになったことから、繰越明許費を設定する必要が生じ、緊急を要したため、専決処分をいたしましたので、ここにご報告申し上げ、承認を求めるものでございます。

以上をもちまして、簡単ではございますが、提案理由の説明を終わります。

○議長（石井俊一君）提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

第6号議案を、承認することにご異議はありませんか。

(『なし』と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、第6号議案は、承認されました。

◎ 日程第10 第7号議案

○議長(石井俊一君) 次に、日程第10、第7号議案「令和4年度久留米広域市町村圏事務組合広域消防特別会計補正予算(第2号)」を議題といたします。

組合長に提案理由の説明を求めます。

原口組合長。

○組合長(原口新五君) 第7号議案、令和4年度久留米広域市町村圏事務組合広域消防特別会計補正予算(第2号)についての提案理由につきまして、ご説明申し上げます。

本件は、「三井消防署 庁舎建設事業」及び「三国出張所 内部改修事業」の財源の一部に、「緊急防災・減災事業債」が活用できることになりましたので、歳入予算を組み替えるとともに、地方債の限度額の変更を行うものであります。

何卒、ご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(石井俊一君) 提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(『なし』と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(『なし』と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

第7号議案を、原案のとおり決定することにご異議はありませんか。

(『なし』と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、第7号議案は、原案のとおり可決されました。

◎ 日程第11 第8号議案

◎ 日程第12 第9号議案

◎ 日程第13 第10号議案

◎ 日程第14 第11号議案

○議長(石井俊一君) 次に、日程第11、第8号議案「財産(25m屈折はしご付消防自動車)の取得について」から、日程第14、第11号議案「財産(高規格救急自動車)の取得について」までの4件は、いずれも消防車両の財産の取得に関する議案でありますので、一括して議題といたします。

組合長に提案理由の説明を求めます。

原口組合長。

○組合長（原口新五君）第8号議案から第11号議案までの4件の提案理由について、一括して説明申し上げます。

この4件は、各消防署に配備している消防車両の老朽化に伴いまして、新たに、25m屈折はしご付消防自動車1台、小型水槽付消防ポンプ自動車2台、多機能型ホース延長車2台及び高規格救急自動車2台を取得するものであります。

以上で説明を終わりますが、ご賛同を賜りますよう宜しくお願いを申し上げます。

○議長（石井俊一君）提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

第8号議案から第11号議案までの4件を、原案のとおり決定することにご異議はありませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、第8号議案から第11号議案までの4件は、原案のとおり可決されました。

◎ 日程第15 第12号議案

○議長（石井俊一君）次に、日程第15、第12号議案「久留米広域市町村圏事務組合監査委員の選任について」を議題といたします。

まず、事務局に議案を朗読させます。

（書記議案朗読）

○議長（石井俊一君）議案の朗読は終わりました。

組合長に提案理由の説明を求めます。

原口組合長。

○組合長（原口新五君）第12号議案 監査委員の選任についての提案理由を申し上げます。

本件は、当組合の監査委員、権藤満氏の任期が、令和4年8月31日をもって満了を迎えますことから、後任の識見を有するものの中から選任する監査委員として、山口文刀氏を選任することについて、組合規約の規定により議会の同意を求めるものでございます。

何卒、ご審議のうえ、満場のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（石井俊一君）提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

第12号議案を、同意することにご異議はありませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、第12号議案は、同意することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

本議会において議決されました案件で、条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その処理を議長に委任されたいと思います。

これにご異議はありませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議決されました案件で、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。

◎ 日程第16 会議録署名議員の指名

○議長（石井俊一君）次に、日程第16、「会議録署名議員の指名」を行います。

3番、石井 秀夫 議員、

10番、井上 勝彦 議員

を指名いたします。

◎ 閉 会

以上で、本議会に付議されました案件は、全部終了いたしました。

よって、令和4年第2回久留米広域市町村圏事務組合議会定例会を閉会いたします。

お疲れ様でした。

＝午後3時25分閉会＝

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

議 員

議 員